

# 告発状

告発人

住所 青森県弘前市●●●●

職業 地方公務員 小学校教諭

氏名 鎌田 まりみ (昭和●●年●●月●●日生) 印

(ひろしまドッグパークボランティア基金等返還請求訴訟 原告の会)

被告発人

住所 大阪市●●●●

本籍 忠南清南道大田市●●●●

職業 不詳

氏名 林 俊彦 (生年月日不詳)

平成20年 2月 8日

大阪地方検察庁 特捜部 部長殿

## 一 告発の趣旨

被告発人は、医薬品販売の許可を得ていないにもかかわらず、平成19年末にYahoo!オークションにてホスティーンS(医薬品)を販売目的のためにネット上に掲げ販売を行った。これは以下の条項に抵触し、薬事法違反である。

販売の事実は以下の日である。(詳細は別紙資料参照)

- 平成19年12月21日 ●●●●在住の●●●●がYahoo!ネットオークションで落札の事実の情報提供あり
- 平成19年12月29日 ネット上で落札した他の人物の書き込みあり。同じく、ネット上では販売の事実のページが公開される。(資料参照)
- 平成20年1月3日 Yahoo!オークションページで落札物と請求額が違い、説明をもとめたところ、返答が無かったことの旨、掲載される。

4. 4の同日、アーク・エンジェルズが、同じネット上で様々な物品を購入の事実も公開される。
5. 平成20年1月9日、ネット上で「何の連絡もなくいきなり入札取り消し」が告知され商品がすべて消される。アーク・エンジェルズのHP上で「知らなかったので、同品を取り下げ・・・云々」の謝罪文が公開される。
6. 平成20年1月15日朝日放送、ムーブ！で薬事法違反の放送あり。1で表記の男性より提供された物品が公開される。

以上を受けて、以下の法令に抵触している事実がある。

## 第5章 医薬品の販売業及び医療機器の販売業等

### 第1章 医薬品の販売業

#### 第24条 医薬品販売業の許可

**薬局開設者または医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ生業として医薬品を販売し、授与しまたは販売もしくは授与の目的で貯蔵しもしくは陳列(配慮することを含む。以下同じ)してはならない。以下略**

これらに違反しているということに該当すると考えるので、被告人を厳罰に処することを求め告発する。

## 二 告発事実

### 1. 被告発人について

被告発人は、アーク・エンジェルズという動物愛護団体と称し、2006年9月17日から、ひろしまドッグぱーク崩壊に伴い、レスキュー団体として、同園に乗り込んだ。そのレスキュー目的と称して、ネットやマスコミを駆使して多額の支援物資や、支援金を募り続けた。しかし、これらの支援物資や支援機はほとんど犬のために使われず、ほとんどが用途不明となっている。

### 2. 入手経路

被告発人は、支援物資を募るときに、銘柄を指定して、意図的ともとれる高額な医薬品や電化製品などを、インターネットの被告発人HP上で、必要数を超えてもなお、何ヶ月にもわたり募っていた。大量にメーカーからの支援もあり、当会該当の裁判でもその数量は把握できないほどあり、管理できない状態でもあった事実を被告発人は認めている。

### 3. 販売方法

医薬品「ホステーンS」を、Yahoo!オークション上に掲載し、転売していた。

### 三 罪名と罪状

#### 1. 罪名 無資格薬事販売

#### 2. 罪状

薬事法第八四条の五号にある、第二四条の第一項の規定に違反している。

**三年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。**

### 四 証拠関係

- 1 Yahoo!ネットオークションページでの販売の事実
- 2 アーク・エンジェルズホームページ上で販売を認めた記事
- 3 京都新聞 薬事法違反の記事
- 4 原告の被害届 物品送付の事実
- 5 朝日放送ムーブ!の放送動画記録

#### 三 添付書類

上記1から4の事実を証明する記事・文書

動画DVD

当該医薬品は支援物資として、全国の善意の人間からひろしまドッグパークの犬たちに費消されるものと思い、全国からの支援者が送ったものである。

しかし、この支援物資のほとんどは、ひろしまドッグパークの犬たちのために費消されることなかった。

当会の原告の中にも、アーク・エンジェルズの呼びかけに応じ、「ホステーンS」を、犬のために送った者がいるが、当会の裁判の中で、被告発人代理人からの準備書面では、すべて犬のために費消したと回答されており、事実と異なる結果となっている。

添付資料のネット動画（朝日放送ムーブ1／2 1放送分）でも、アーク・エンジェルズ元スタッフが証言するとおり、その管理も杜撰であることが証言されている。また、無資格で販売していたのも、アーク・エンジェルズがそのホームページ上で認めているし、添付のネット上の記録でも明らかである。

被告発人は、このように無許可で販売し、上記法令に違反に抵触しているので、薬事法違反で厳罰に処することを求めここに告発する。

以上